



## 年末年始の輸送等に関する安全運動実施について

輸送繁忙期に当たる年末年始における輸送に関する事故防止について、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」・「正しい運転・明るい輸送運動」・「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」等の実施要項に基づき、次の重点項目により実施することとしました。

今年度は、激増している大型トラックの車輪脱落事故や、未だ根絶に至っていない飲酒運転事案の発生を踏まえ、各種安全対策を着実に推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を予防するため、業種別の感染予防対策ガイドラインを踏まえた対策の着実な実施に努める必要があります。これに加えて、自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案やテロ対策等、早急かつ適切な対応が求められていることから、各事業所においては「運動の進め方」等の実施細目を策定のうえ確実に実施し、交通公害の防止、輸送秩序の確立等を図りトラック事業のみならず地域住民救済、社会に貢献されるよう最善の努力をされますよう通知申し上げます。

つきましては、運動実施結果は、令和 4 年 1 月 14 日(金)までに別紙により「協会本部」宛に必ず報告願います。

また、報告書は協会 HP からダウンロードも可能です。

### 報告方法

FAX:024-558-7731

E-mail:kubo@fukutora.jp

## 1.運動の実施重点項目

### (A)年末年始の輸送等に関する安全総点検

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増しており、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する。

## 実施期間

令和3年12月10日(金)～令和4年1月10日(月)

## 重点点検事項

- (1) 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- (2) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (3) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

## 自動車局

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- ⑥ 大雪に対する安全確保の実施状況

※トラック運送事業関係は②～⑥

## 自動車運送事業者

- (1)総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施する。経営トップを含む幹部においては総点検で確認された現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- (2)重点点検事項は、特に入念な点検を行う。
- (3)総点検の結果を所轄地方運輸局長あてに報告すること。

## (B)正しい運転・明るい輸送運動

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

### 1. 運動期間

令和3年11月16日(火)から令和4年1月10日(月)まで

### 2. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

#### (1) 飲酒運転の根絶

経営者は、第117回交通対策委員会(令和3年9月6日開催)の決議を踏まえ、以下に掲げる取り組みを通じ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。

- ①各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
- ②各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時における運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実にを行う。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

(8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、冬期においては大型車の車輪脱落事故が多発傾向にあることから、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協で作成する車輪脱落事故防止の啓発資料活用により、実効性のある再発防止対策を推進する。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO2及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

### 3. 実施要領

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

## (C) 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

毎年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、特に高齢歩行者が被害者となる重大事故の増加が懸念される。

また、高齢運転者による重大事故も発生していることから、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的とする。

① 実施期間 令和3年12月10日(金)から令和4年1月7日(金)

② 重点実施事項

1. 道路横断中の交通事故防止(特に、高齢歩行者の保護の推進)

- 朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とし、また横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車がいたら、必ず一時停止しなければならないことをルールとして周知徹底しましょう。
- 交通安全講習会等を開催し、高齢者の行動特性・運動能力等について理解を深め、道路横断する高齢者に配慮した、思いやり運転を励行しましょう。
- 徒歩や自転車で通勤する職員に対し、子供の手本となるよう正しい横断をすることのほか、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等を活用するよう促し、その効果についても周知を図りましょう。

2. 夕暮れ時や夜間の交通事故防止

- 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の交通事故の危険性を認識・理解させるとともに、早めのライト点

灯と、対向車や先行車がないとき等は上向きライト(ハイビーム)を使用するよう指導しましょう。

- 歩いて通勤している職員に対して、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の効果について周知を図るとともに、衣服、履物、手荷物等への夜光反射材用品等の活用を促進しましょう。

### 3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 朝礼、日常点検等で、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。
- 各種会議や交通安全講習会等において、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、正しい着用に徹底しましょう。

### 4. 飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止

- 朝礼や打合せの際、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について周知するなど、飲酒運転を絶対しないよう指導を徹底しましょう。
- 動車運送事業所等では、点呼時におけるアルコール検知器の活用など、飲酒運転根絶のための対策を徹底しましょう。
- 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。
- ひどく酒に酔った人が路上に寝込むのを防止するため、一緒に飲酒した人は、酔った人をそのまま放置せず、確実に家まで送り届けるなど、最後まで責任を持った対応をしましょう。

### 5. 自転車の交通事故の防止と適正な利用の推進

- 自転車通勤者に対して、「福島県自転車安全利用五則」等の自転車利用時の交通ルール・マナーの遵守について指導し、自転車乗用中の交通事故と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止しましょう。
- 「福島県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例」について周知するとともに、自転車通勤者への保険加入の確認や情報提供、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図りましょう。

## 2. 実施報告書

実施報告書の実施項目は下記機関よりの通知に基づき抜粋したものです。

- (1) 東北運輸局福島運輸支局長通知  
「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目」
- (2) 全日本トラック協会会長通知  
「正しい運転・明るい輸送運動実施計画」
- (3) 福島県交通対策協議会長通知  
「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱」

提出先・提出期限

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋 32

(公社)福島県トラック協会 総務部

FAX:024-558-7731

E-mail:kubo@fukutora.jp

令和4年1月14日(金)まで

※この報告書は、東北運輸局福島運輸支局・福島県交通対策協議会へ報告するものです。

(A)安全総点検の自主点検表は、福島運輸支局に提出します。